様式２（第５関係）

宣　誓　書

　　年　　月　　日

（宛先）富士市長

宣誓者 氏名 　 　住所

※自署又は押印

私は、富士市市民脱炭素化促進事業計画書の提出にあたり、次のことを宣誓いたします。

（以下の内容を確認し、該当するものにチェックをしてください。）

＜共通事項＞

提出した書類の内容を訂正する必要があった場合、職権による訂正を承諾すること。

本事業における補助金交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することに同意すること。

補助対象が重複するものについて、市の補助金申請を行わず補助金交付を受けていないこと。

次の事業に係る申請する場合、補助対象が重複するものについて、国等による他の補助金申請を行わず、補助金交付を受けていないこと。

太陽光発電システム導入　 ＬＥＤ照明改修　 高効率給湯器改修　 強制循環型太陽熱利用システム導入

事業内容に誤り・偽りがないこと（事業内容に変更のあった場合は事前に市へ届け出ること）。

本事業計画は、これまで同住宅において富士市市民脱炭素化促進事業補助金、富士市市民温暖化対策事業補助金の同補助対象事業の補助金交付を受けていないこと（導入した設備等が法定耐用年数を経過したものを除く）。

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5 年を経過しない者）又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

市内の自ら居住している、または居住するための住宅で事業を実施すること。

当該事業を実施する住宅の所有者等の権限を有する者に、事業の実施について承諾を得ていること。

事業完了後の交付申請時に富士市の住民基本台帳に記録されている（富士市に住民票がある）こと。

その他、市長が定める富士市市民脱炭素化促進事業補助金の交付に関する規定等に従うこと。

うら面あり

＜蓄エネルギー設備の導入に関する事項＞

蓄エネルギー設備を設置する住宅に、住宅用太陽光発電システムが導入されている、または導入すること。

導入する蓄エネルギー設備は、住宅用太陽光発電システムにより発電した電力を利用するものであること。

＜クリーンエネルギー自動車の導入に関する事項＞

法定耐用年数を経過するまで、正当な理由なく処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）しないこと。

自家用の新車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。

自動車検査証の登録年月日が本補助金の交付申請書の提出日と同年度内の日付であること及び使用の本拠の位置が申請者の住宅の住所であること。

外部給電器・Ｖ２Ｈ充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100V 1500W）から電力を取り出せる機能を有する車両であること。

＜太陽光発電システムの導入に関する事項＞

□ 導入する住宅用太陽光発電システムで発電し消費する電力量（自家消費電力）が、当該住宅用太陽光発電システムで発電する電力量の３０％以上であること。

□ 系統連系を開始した翌月から１年間の毎月の発電電力量及び自家消費電力量等について、根拠となる資料（モニターの写真等）を添えて報告を行うこと。

□ 系統連系を開始した翌月から５年間の毎月の発電電力量及び自家消費電力量等についてデータを保存し、いつでも開示できるようにすること。

□ 固定価格買取制度（ＦＩＴ）の認定又はＦＩＰ制度の認定を取得しないこと。

□ 法定耐用年数を経過するまでの間は、温室効果ガス排出削減効果をＪ-クレジット制度へ登録しないこと。

□ 自己託送を行わないこと。

＜ＬＥＤ照明改修に関する事項＞

次のいずれかを満たすものであること。

ア　予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能を有すること。

イ　明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する機能を有すること。

ウ　人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能を有すること。

ＬＥＤ以外の照明機器を本体・ランプのいずれも改修するものであること。

非常灯・誘導灯など、消防法等の法令で設置が義務づけられている照明や防犯灯ではないこと。

住宅の分電盤から電力が供給されるものであること。

＜高効率給湯器改修に関する事項＞

補助対象経費のうち、本体以外の暖房に必要な設備等（床暖房、ルームヒーターなど）及びその工事に係る経費を除くこと。